

会 議 録

会 議 の 名 称	第5回 本荘地域協議会
開 催 日 時	平成21年2月16日(月) 午前9時(～12時00分)
開 催 場 所	本荘由利広域行政センター「学習ホール」(3階)
出 席 者 氏 名	「出席者名簿(網掛け)」のとおり
欠 席 者 氏 名	「出席者名簿」のとおり
会 議 次 第 1. 開 会 2. 挨 拶 3. 事務連絡 ・第5回の日程等について 4. 協 議 ・平成20年度意見書への回答について ・市の公の施設を協議する専門部会からの報告について ・今後の「地域協議会」の役割・あり方等について 5. 報 告 ・総合発展計画主要事業(H21～26)見直しにおける調整結果について 6. 閉 会	
会 議 の 経 過	別紙のとおり

本莊地域協議会委員名簿

※出席者：網掛け

役職	氏 名
会長	細谷 文夫
副会長	本間 達雄
副会長	畠山 恵美子
副会長	村岡 兼幸
副会長	瓜田 智哉
副会長	伊藤 孝志
委員	山岸 鐵二
委員	渡邊 正史
委員	関口 隆史
委員	遠藤 松二
委員	工藤富士男
委員	斉藤 良明
委員	小松 賞
委員	小野 研二
委員	鎌田 喜一
委員	佐々木 豊
委員	鈴木 優子
委員	川嶋 真諒
委員	牧野 通雄
委員	佐々木 誠
委員	安保 榮和
委員	磯貝 道子
委員	遠藤 誠助
委員	小川 順治
委員	伊藤 恵美子

役職	氏 名
委員	吉川 充子
委員	菅原 真理
委員	加藤 司
委員	横田 剛
委員	榎本 義孝
委員	阿部 登志子
委員	小松 忠彦
委員	田口 靖夫
委員	佐藤 喜明
委員	伊藤 徳昭
委員	田口 純一
委員	小川 宏規
委員	鷹嶋 英樹
委員	藤原 敬子
委員	源城 かほり
委員	大嶋 順子
委員	小島 ひとみ
委員	東海林 京子
委員	佐々木 清志
委員	田中 准子
委員	堀内 和夫
委員	渡会 利男
委員	渡部 馨
委員	佐々木市雄

平成20年度 第5回本荘地域協議会 行政出席者名簿

由利本荘市（2名）

№	職 名	氏 名	備考
1	理事	佐々木 永 吉	
2	企画調整部長	中 嶋 豪	

本 庁（地域協議会意見書回答に係る担当部局12名）

№	職 名	氏 名	備考
1	総務部 次長 兼 総務課長 兼 職員課長	小 松 浩	
2	企画調整部 次長 兼 情報政策課長	伊 藤 鋭 一	
3	企画調整部 広報広聴課長	村 井 恭 輔	
4	福祉保健部 次長 兼 健康管理課長	佐 藤 金 悦	
5	福祉保健部 長寿支援課長	佐々木 了 三	
6	農林水産部 農業水産課長	木 原 彰	
7	商工観光部 政策監 兼 観光振興課長	佐 藤 良 夫	
8	建設部 政策監 兼 建設管理課長	熊 谷 幸 美	
9	建設部 次長 兼 都市計画課長	大 友 隆一郎	
10	教育委員会 教育総務課長	石 川 裕	
11	教育委員会 学校教育課 指導主事	本 間 光 幸	
12	教育委員会 主幹 兼 生涯学習推進課長	三 浦 清 一	

事 務 局（企画調整部企画調整課：4名）

№	職 名	氏 名	備考
1	課長	大 庭 司	
2	参事 兼 課長補佐	佐 藤 光 昭	
3	主査	佐々木 夢 司	
4	主査	山 住 賢 一	

会議の経過

第5回 本荘地域協議会

平成21年2月16日(月)

午前 9時00分 開会

12時00分 閉会

1. 開 会

2. 挨拶

●会長

どうも皆さんおはようございます。

暦の上ではもう春になっているはずでございますが、一夜にしてまた冬に戻ってしまいました。今日、皆様方には第5回の地域協議会の開催ということでご案内を差し上げましたところ、今日は早朝から、しかもこのような悪天候の中お越しを頂きまして誠にありがとうございました。

今年度の地域協議会も、申し上げましたように5回目になったわけでございますが、皆様方には大変ご協力を頂きました。また今年度、公の施設のあり方を協議するために専門部会を設けて協議をいたして参りましたが、これも大筋纏まりましたので後ほど部会長の方からご説明があらうかと思えます。

今年度、地域協議会において色々協議して頂きました各論につきましては、昨年の11月12日に意見書として市長に提出したところでございますが、本日は提出しました意見書の回答ということで担当の方々からご説明を頂くことになっております。

それから2つ目に、申し上げました専門部会で協議した公の施設についての提言について、部会長の方からの報告と意見交換ということにしたいと思っております。

3つ目に私達のこの地域協議会も4年になりまして、詳しくは7月1日の発令でありましたから、もう少しあるわけでございますが、ここで改めて地域協議会、或いは地域協議会委員のあり方はどうかというふうなことについても、皆様方からご意見を頂ければと思っておりますのでございます。

最後に総合発展計画の内、主要事業について、先に調整がございましたが、その結果が纏まったようでございますのでその報告も頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます、一言ご挨拶とさせていただきます。

●佐々木理事

おはようございます。

貴重なお時間を拝借いたしまして私からも御礼のご挨拶を申し上げます。

平成17年に合併いたしましたから、地域協議会を設立いたしました4年目ということで、この間皆様方には年4～6回、大変お忙しいところご協議頂きましたことを御礼申し上げる次第でございます。

一昨々日の金曜日13日ですけれども、平成21年度の由利本荘市の予算が発表されました。議会の方にもお示しをし、マスコミ等にも発表したところでございます。新聞でご覧の通り、一般会計総額で430億、平成20年度の一般会計予算が470億ですから、およそ30億の減ということになります。平成18年度決算の結果、実質公債費比率、これが基準値を超えたということで皆様方からご

理解を頂きながら、公債費負担適正化計画、それに沿った財政計画を立て、その計画に基づいた主要事業の見直しということで向こう6年間の計画を立て、その計画に沿った形となったわけであります。30億の対前年度比減と申し上げましたが、ここに来て全国的な景気の関係で国の方でも第1次補正予算、第2次補正予算というふうなことで、景気対策、言葉が妥当かどうか分かりませんが、財政的な支援、財政出動というふうなことで、国からご理解を頂き、21年度予算でやるべき事業の内、たぶん30億前後を20年度予算として、前倒しをしてやるというふうなことでありまして、対前年度比、先程30億と申し上げたけれども、それ程トータルでは20年度、21年度は変わらないというふうな形になるかと思えます。この度の21年度の予算のポイントであります。こうした景気の状態を踏まえまして、4月に市長選挙、10月に市議会議員選挙がございまして、これまでであればいわゆる骨格予算というふうな枠組みで予算を計上したわけでありましたが、21年度につきましては通年予算ということで編成をさせて頂いたところでございます。そんなわけで、骨格予算にして6月議会終了まで主な事業に手をつけないでいるというような状況ではございませんので、是非議会の皆様にもご理解を頂き、決定を頂きながら、4月には事業をスタートしたいと考えている次第でございます。

それから、国の税収というものも減っております。それから21年度の税の中で特に法人市民税がこれまでの予算額よりもおよそ半分位法人市民税が落ち込むというふうな予想を立てておったり、様々な厳しい状況がありますけれども、国・県の力をお借りしながら何とか彼んとか予算を執行して参りたいというふうにご考えております。

今日は公の施設の専門部会のご報告、或いは主要事業の見直し等についてご協議頂くわけですが、特に皆様方にはこの4年間こうした様々な市の行財政に係る分野について、ご議論頂きながら、またご理解頂いていることについて重ねて御礼申し上げる次第でございます。

今後とも、どうぞ1つ、由利本荘市の様々な行財政について、色々な形からご議論、ご理解頂きながら、皆様方にご理解賜りますようお願い申し上げましてご挨拶にさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

3. 事務連絡

- ・第5回の日程等について

●事務局（企画調整課参事兼課長補佐 佐藤）

- ・意見書の回答に伴う担当職員の紹介等

●事務局（企画調整課主査 佐々木）

- ・本日の進行について事前説明。

4. 協 議

- ・平成20年度意見書への回答について

●議長

では協議に入ります。今説明にありましたように意見書に対する回答について説明方をお願いします。

●事務局（企画調整課参事兼課長補佐 佐藤）

意見書に対する回答でありますけれども、一通り意見書の順番に沿いまして、行政側から回答要旨をご説明申し上げます。それが終わった後に質疑応答という形にしたいと思いますのでよろしくお願い致します。それでは順に説明申し上げます。

- ・各担当課長より意見書回答（資料１）の要旨について説明

●議長

一通り意見書に対する回答を行政側の方から頂きました。これから皆様方のそれぞれご意見等頂きますが、意見書の中を１～３に分けまして、最初に１の住民自治、活力と賑わいのあるまちづくりの部分から皆様方にご意見等頂きたいと思えます。どうぞご発言頂きます。

●N委員

この出張所の見直しの中で過去地域協議会に対してとか、市役所に対して色々提案させて頂いているわけですが、その中の１つとして、前回の出張所見直しということで、今現在収まっている訳なんですけど、私、手紙書きましたのは、民間の会社の例ばかり言って申し訳ないのですが、不具合が起きたときには原因を調査してその対策を取って２度と起きないようにどうするかというのが、問題の対処の仕方なんです。ですからそれからいくと、今回伺いますと副市長さんが心配のあまり独断専行みたいな形で走ったというふうな回答を頂いている訳なんですけど、委員の皆様にお伺いしますけども、本当にそういうことでよいのでしょうか。私は２度と起きないようにシステムを作ってやらなきゃダメなんではないか。本来であれば市議会にかけなければならぬことは誰でも思うことです。もう１つは、この地域協議会も通らなければいけなかった。そういったところを全然無視されている。そういうことを本当に良いのかなと、法務担当がどうなっているのかというふうなことを思いました。ですから会社でないのだからそんなにキチキチとやることはNさん無理だと言われたんですけども、本当にそれで皆さん納得して頂けますかという話しです。以上です。

●議長

課長からどうぞ。

●小松総務課長

委員の皆さんにということでしたので、私の方から申し上げるのも何なのですが、先程お詫び申し上げました様に、仰られますとおり手続き的に参りますと、代表の方々を集めて地域協議会の皆様に説明を申し上げましたけども、ただそれでは、各委員の皆様には届かないというふうなこともございまして、また急な状況の中で議会に説明をした後、取り急ぎと言いますか、非常に時間のない中での説明しかできなかったこともございまして、大変反省しているところでございます。先程も申し上げましたように、各地区の中でそれぞれ、特に本荘地域において南内越を除いては各地区の方に出張所あるわけですが、それについて、この出張所廃止というのはいずれは避けて通れない状況になるのではないかと、今でも考えてはございます。ただ、その中で各地域住民の方々への説明、そうしたご意見の収集、そういったところが不十分であったということで誠に申し訳なく思っておりますけども、新年度に入りましてから、市長選もございまして、その後各地区の方にもまた、皆様のご意見をお伺いしながら、今後市としてどうやっていくべきかということをお諮りしながら、ご意見を頂戴して参りたいというふうに考えてございまして、その点についてのご協力につきましても、よろしくお願い申し上げます。本荘地域のみならず、鳥海とそれから大内、岩城のこの３地域の方にも出張所がございまして、そちらの方にも同じようなご意見を頂戴しながら今後考えていくということで、いずれ地域住民の方々のご意見を聞くということで説明して参ったところでございますので、同じように

対応して行かなければならないと思っておりましたが、先程申し上げましたとおり、一律に全部廃止するという考え方を押しつけていくということではございませんで、やはり今後、先程申し上げましたとおり出張所の廃止そのものが避けて通られないものだとするれば、最低限何処の地域からどういうふうにして、何処の地区からやっていくかということも併せまして、ご意見を頂戴して参りたいと考えてございましたので、何とか皆様のご協力、ご意見もお願い出来ればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

ありがとうございます。Nさんよろしゅうございますか。

●N委員

委員の方はどう思われますか。歯止めといいますか2度と起きないようなシステムが必要だと私は考えておりますが。

●議長

Nさん。これは2度と起きないようにというより、我々が行政に対してこうあって欲しいと申し上げているわけだから、後は行政側の判断ですよ。ここで委員の方々からご意見を頂く筋のものではないと思います。

そういう意味で私から行政側に、今後ともそういうことにならないように順序をわきまえて進めて頂きたいということをお願い申し上げます。

●N委員

非常に下世話なことを申し上げます。広報についてなんですが、私の町内は土谷で今現在53部配布頂いている訳なんですが、私担当して7年目ですけども、1部位足りないのであれば自分のものを我慢すれば良いんですけども、2部以上足りない場合はやはり広報に電話して届けて貰うんですけども、1、2部届けて貰うのに、わざわざ大の男が車で届けに来られるのは非常に気の毒で、そのうち顔馴染みになるとついつい言い難くて自分で取りに来たり何かするんですけども、この年末、実は10部由利本荘の広報紙が足りなかったんです。吹雪の中取りに伺いました。ですから、広報の課長さんをお願いしたいのですが、間違わずに数を数えるというのは非常に難しい話なんです。ですから、これから4月5月になると必ず始まるんですけども、人変わると思うのですが、1部2部3部足りないという事態があって、もう土谷を目の敵にしているのかなと2ヶ月位、毎回毎回ありましてすっかり顔馴染みになりました。そういうことで、前回もお願いしたのですが、会社にいたっても数1個足りないとクレームが来るんですよ。1個2個多い場合は絶対来ません。とにかく1個足りなければクレームが来るんです。ですから、それと同じように数を数えるということは非常に大変なこと分かりますので、その辺の訓練をご指導をよろしくお願いしたい。以上です。

●村井広報広聴課長

広報の部数の足りないという連絡は、各町内から承って認識しているところでございます。皆さんご存じのとおり全市500町内程ありまして、また班とか組に分かれていて配布して頂いていると。班組毎になりますと何千ということで、1部増やすだけでも相当な部数増加になるということで、大きな町内で出入りが多いということで必要なところには、あらかじめ数部余計に配布したりということはあるんですが、配布について印刷会社とシルバー人材センターに委託しているわけでございますけども、部数については、慎重にと言いますか、きちんと数えてということを再三申し上げてお願いしているところでございますが、先般の

ように、私もそうなんですけども10部単位で数えていくんだと思いますけども、そっくり忘れてしまうとかそういうことも人でありますので考えられると思いますけども、そういうことがないように再度業者、シルバーの方にも連絡してミスの無いようにしたいと思っています。どうしてもそういうミスが起きた場合は、Nさんのところに何回も続けて大変恐縮ですけども、我々職員でいけるところはすぐ対応しますし、業者にお願い出来るところはお願いするというふうに、すぐ対応するようにして参りますので何とかご理解をお願いします。今後無いように務めたいと思います。

●議長

ありがとうございました。なるべく間違えないようにお願いしたいということで、次に外にございませんか。

●C委員

私からも第1分科会の担当でありましたので意見を述べたいと思いますけども、特に1点、地域に開かれた住民自治のまちづくりということで、これは由利本荘市が合併した当初から、一番最初に掲げられる大きな課題だったと思います。住民自治のまちづくりを進めるということで、いわゆるこの地域協議会もその1つの大きな1歩なんですけども、地域協議会が出来ただけでは住民自治のまちづくりは推進しないので、それを具体的な形にすることが大事だということをこの地域協議会で4年間言い続けてきたつもりです。しかし我々がどんなに言っても行政側がある程度の行政側としての政策とか、形が見えて来なかったのではないかなというふうに思っています。言い続けた結果、今回の答申では、私は本当に良く纏まった答申が出てきたなと思います。

特に3頁の部分、先程説明もありましたけれども、出張所の見直し問題も我々としては、1出張所としては時代の変遷の中で見直しの必要性があるかもしれないけども、そういう見方ではなくて1出張所ではなくて、この本荘地域の場合は公民館活動の拠点でもあり、これから住民自治を進めていくためには、住民自治の拠点も必要であり、それから様々な意味のボランティアやNPOの人方の拠点も必要でありということで、各地域にそういう拠点となる場所として、新たな拠点として出張所という位置付けだけではなくて必要でないかということ言ってきたつもりです。それに対して、地域に開かれた住民自治のまちづくりの実現には、ここに書いてありますが、良く纏まっていると思いますが、マンパワーと組織施設と財政支援というこの3つが必要だという観点に立って考えていきたいということで、マンパワーは言うまでもなく人であり、組織施設というのはここに書いてある環境整備であり、それだけでは進まないのだから財政支援というのは、もっと具体的に言えば協働事業を行政と住民が、協働事業を行うことによっていわゆる住民自治を成長して拡大させていこうという、この3つが大事なんだというふうに思います。そういう意味で4拠点と6地区の10拠点を想定した協働の推進が有効ではないかというふうに結んでおりますので、見直しではなくてむしろ積極的にこの出張所ということこの本荘の地域にあっては、活用していこうという方向性が出たというふうに私は解釈しますので、是非それを推し進めて頂きたいと思いますし、この後公の施設の方でも少し似た様な関連でまたお話ししたいというふうに思っております。加えてまだ勉強不足なのでよく分かりませんが、定住圏構想が全国に先駆けてモデルケースとして由利本荘市が選ばれました。そういう意味では、益々この街部だけではなくて、街部以外の地域との連携の中で成り立っていく定住圏構想を推進していくためにも、どういう住民自治のまちづくりをこの由利本荘市でやっていくかと、非常に重要な課題だと思いますので、ようやくこの地域協議会の中の議論を経て、ここまで具体的にというか、

方向性が出たのでそれを是非推し進めて頂きたいなというふうに思います。

●議長

ありがとうございます。一端1の方を終えまして、続いて2の健康福祉環境共生のまちづくりについて委員の皆様方からご意見を頂きます。どうぞご発言頂きます。

よろしいございますか。先程も説明ございましたが、意見書の中の③番ですか、医師不足等々に伴う対応等について、特にご婦人の委員の方々からご意見等ございませんか。よろしいございますか。

●q委員

7頁の医師不足ということで、婦人科の方も大変難儀しているようですけども、この間小児科の方も大変な状況だなと感じました。たまたま私は子育て関係でボランティアしているんですけども、その時に子供が熱を出して出かけて行ったら、急に来た場合に受け付けない場合がありますよというようなことがあったんですよ。ここには無かったことなんですけども、そういう点でも私方は目を向けながらそういうことにも触れていかなければならないのだなと感じてきましたので、ここには無いのですが1つ付け加えたいなと思います。それからもう1つ街灯に関して大変良くなったと言いましたけども、その後ずうっと回ってみると、かなり力を入れてまして、良くなったなあと見てみたので、本当にありがとうございました。以上です。

●議長

このことについて、特にコメントございますか、よろしいですか。今のお話をご理解頂いて進めて頂ければと思います。

2の方は外にございませんか。では続いて3の文化情報交流のまちづくりについて、皆様方からご意見を頂きます。どうぞご発言頂きます。

●N委員

前回の分科会の時にはお話ししたのですが、今日出席の方を見ると教育委員会の方いらっしゃっているので、お伺いしたいと思うのですが、今回の学力検査の結果を公表するしないという話しで、学力が発表された時点で市役所の教育委員会に電話かけて「おめでとうございます。2年連続でトップの成績を修めて、教育委員会の方非常にご苦労かけました。ありがとうございます。」という電話をしていたんですが「電話ひっきりなしに掛かってくるでしょ」という話しを申し上げてお互い終わったんですけども、話しはですね、学力は公表しないというふうな決定が文科省から横並びで、県内の25市町村の教育委員会がみんな同じ様なことを言っている。1つぐらい独自にやろうというところがあっても良かったと思うんですけども。私は何故公表しないかという理由を見てびっくりしたのですが、恐らく公表すると、最低、最後の最後の学校が責められると可哀想だからというのが、文科省及び文科省の諮問委員の方の回答が載ってまして、救済機関かと思いましたが、そうすると例えば日比谷高校のドキュメント見られた方あると思うのですが、ああいうふうに本来先生が学生の学力を上げるために努力するというふうなことが第二議的な話しになっているのはおかしいのではないかとこのように思ったもんですから今質問したんですが。

それと今経済が大恐慌だ云々と毎日新聞騒がしていますけども、学力についても世界の中の日本の学力が、色んな国際競争のテストがあってそれで日本が段々下がっていると、つい一番最近だと英語がアジアの27国中27番目だよという

ふうなことを発表されたばかりですけども、慌てて今度中学校の単語3倍に増やすとかそういうふうな形になっていますので、一番言いたかったのは、昨年NHKのドキュメント見られた方は分かると思うのですが、某国で小学校5年生、田舎の子供ですけども、田舎と言っても市ですけども、小学校5年生で毎日宿題3時間分出されるというようなところで、学力で優劣つけるというのは当たり前で、切磋琢磨というのはもう殆ど死語になっているのかなと。何とか1つ考え直して、学力の向上に教育委員会の方1つご指導頂いてですね、何か横並びで何もしなくてもいいような、当たり前みたいな形に是非ならないようにして頂きたいというふうに思いまして、発言しました。よろしくお願いします。

●議長

これについて、教育委員会の方から頂けますか。ただ、Nさん言うことは分かりますけども、このことについては、積極的な立場から恐らく文科省がああいう判断されて、地域といえども偏った意見になると問題なったことなんだろうと思いますけども、これが等しく皆さん方にご相談申し上げて、こうあるべきだとならないのではないかと思います。教育委員会の方でどなたかご発言ありますか。

●本間教育委員会学校教育課指導主事

今お話し頂きました学力テストの公表につきましては、教育委員を含めまして教育委員会の中で共通理解を図りまして、個別の公表はしない方向でお話をして進めておりました。実は先程お話ありました27のうち27位という順位がお話あったんですけども、それと同じように公表した場合に数字だけが一人歩きして色んな弊害が出るだろうということでの決定で進めてきたものであります。教育委員会としましては、やはり先程もありました努力することについては、先生方の色々な手立てですとか、外の地域の良い点とか指導方法については情報を共有化しまして市全体をあげまして学力の向上に務めていきたいと相談しております。来年度以降もテストが続いていきますので、そこは頑張っていきたいというふうに考えております。先程小学校5年生の宿題が3時間出されて切磋琢磨という話がありましたが、切磋琢磨ということにつきましては、やはり競争ということよりも自ら持っている力を十分に発揮して、やはり今のまちづくりにあります共生及び協働ということをやはり学習というか生涯学習の点からも重視して、やはり人を蹴落としてまでと言えど変ですけども、そういうことではなくてみんなが高まりあって、高めていくという方針で進めていきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

●議長

ありがとうございました。Nさんよろしいございますか。

●N委員

ちょっと一言。言ったかもしれませんが、新聞発表されていますのでご存じかと思いますが、日本全国20歳以上3000人面接でアンケート取った結果知っているかと思いますが、文科省のゆとり教育は間違いであったと。今学習の時間、教育の時間を長くしているので、それに対して賛成ですか不賛成ですかという回答を求めたところ、アンケートでは78%が歓迎しますと、賛成するというふうなアンケート結果が出ています。また学力テスト結果の公表、学校別を含めて72%、これは全国のアンケート結果ですよ。そういったところを見ますと、民意の8割近い人が公表すべきであるというようなこと、ゆとり教育は誤りだったから授業時間長くするのは当たり前だというふうなことを言っているのに関わらず、その辺の民意が行政に活かされないというのは、いつまで経っても民意と行

政かけ離れているなど思わざる得ないのですが。よろしくお願いします。

●本間教育委員会学校教育課指導主事

今のご意見もごもっともでございますので、この後、教育委員会定例会を通じまして色々協議の上、今の地域の実情ですとか世の中の社会情勢の流れ等を踏まえまして検討して参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

●議長

私から申し上げるのは何ですが、この判断をこの地域協議会の課題としておりませんので、これは失礼ですがNさんの個人の意見として聞いて頂けませんでしょうか。と申しますのは、この判断はあくまでももう少し次元の高いところ判断して貰わなければいけないことでして、この地域協議会の課題ではないのではないかと私は思っております。

外にございませんか。それから三浦課長さんをお願いなのですが、実は先程ご丁寧の説明頂きましたけども、18年の10月に教育基本法が改正となり、それから社会教育法が改正になりました。その事項の中に新しく家庭教育の事項について条文が新しくこうしなさいと載っかっているわけです。「都道府県市町村ともこれこれのことに配慮しなければならない」という形でズバッと家庭教育が出ているわけですね。従って私達が申し上げたかったのは、お話ありました17年に市の生涯学習推進だとか社会教育中期計画を策定されたのは結構だと思いますけども、一番大事なことは、市の総合発展計画の中にそれらしき条文が入っていないということを言いたかったということですから、それが載っかっていないが故に予算措置の問題とか、或いは進める段階で色々支障を来しているのではないかなということがございますので、今後総合発展計画を検討される場合には、この社会教育法なり教育基本法の改正部分をお考えの上、判断して頂ければと思います。これはあくまでこちらの要望ですのでご検討頂きたいと思います。

●三浦教育委員会主幹兼生涯学習推進課長

貴重なご意見ありがとうございます。

●議長

外に委員の皆様方から、第3についてご意見等ございませんか。

●F委員

私の方から感想も含めてのお願いがあるんですけども、先程学力アップの問題がNさんからお話がありました。そのためには条件整備というふうなことが非常に大事なわけで、市の方でも小学校の統廃合については、色々な課題、或いはそういうふうなものについて、住民とよく話し合っているというふうなこと。我々が提言する前にそのことが行われているということは、大変心強く思っている訳です。何とかこれからも1つよろしくお願いしたいというふうに思います。

時間が過ぎておりますので簡単に申し上げますけども、私も家庭教育の振興策についてお話を聞いたんですけども、今会長さんからお話があったので割愛させていただきます。3年間にわたっての我々の家庭教育の振興策について、提言してきたわけですけども、今、21年度に改めて生涯学習推進・社会教育中期計画が策定されていくようですけども、その中で家庭教育が青少年健全育成の枠の中で、言葉は悪いですけども矮小化された形での家庭教育でなくて、やはり少子高齢化の現状を踏まえた、或いは生涯学習の視点に立った家庭教育というふうな

ものを1つ考えてみたら如何でしょうかということ。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから公民館活動ですけれども、これもやはり今までの公民館活動を新たに施策していくということは大変難しい問題もありますけれども、これは第1分科会でも色々話題になっています住民自治の問題と非常に大きく絡む問題ですので、1つ公民館活動のあり方というふうなもの、公的な公民館と或いは住民の運営の町内公民館との連携というふうなこと、そういうことを踏まえた公民館活動というふうなこと。公民館に対する施策ということを考えて頂ければなと思っています。

それからもう1つ最後に評議員の問題ですけれども、先程教育委員会の方からありましたように、やはり「報酬は貰っているけども我々何をして良いか分からない」というようなこと、何人かの評議員の方に聞いてみたらそういうふうな答えが返ってきました。そういう面で1つ評議員の目的、それから活動内容というふうなことを何だかの形で、教える、知らせるべきでないかなと思いますので1つよろしくお願ひします。以上です。

●議長

三浦課長さんどうぞ。

●三浦教育委員会主幹兼生涯学習推進課長

只今、会長さん並びに副会長さんから貴重なご意見を頂きました。

まず家庭教育に関してですが、社会教育法が改正となりまして、社会教育法の第5条の中に家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設とか、集会の開催、それから家庭教育に関する情報の提供、またこれらの奨励に関すること、これが市町村教育委員会の業務であるという形で謳われています。このことを十分わきまえながらですね、この後も一生懸命取り組んで参りたいと思います。

また、公民館活動に関してでありますけれども、住民の自治活動、これが大切だというふうなことが言えるかと、ご指摘のとおりだと思うわけであります。これまでの行政主導型の公民館活動、これからですね住民の方々、皆様方の能力とか経験を生かした市民の皆様方の自主的な活動による生涯学習活動、これがこの後の中心になるような形でないか、運営ではないかというふうに思っています。地域コミュニティと行政による協働事業、これを展開して参りたいと思いますので、町内公民館の方とも協力しながらですね、取り組んで参りたいと思いますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。是非これからもご指導をよろしくお願ひ申し上げます。

●議長

よろしくお願ひいたします。あと第3の方は委員の皆さん方からご発言はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ここで5分ほど休憩させて頂きます。それから意見書の回答を頂きました課長さん方、退席頂いて結構です。ご苦労様でした。

～5分休憩～

・市の公の施設を協議する専門部会からの報告について

●議長

引き続いて協議に入らせて頂きます。

専門部会長から専門部会で協議いたしました公の施設についてお話しを頂きます。

●専門部会長

それでは、公の施設のあり方について専門部会で検討したことを時間の関係もありますので、掻い摘んでお話しをしたいというふうに思います。

資料1枚ですけれども、資料2の方を見てください。4回専門部会を開きました。短い時間でありましたけれども、4回の中で随分色んな議論が出来たというふうに考えています。それを纏めたのがこの1枚の表裏であります。

まず最初の「公の施設の利用料等の見直しについて」ということで、ここに書いてありますように、由利本荘市の特に本荘の部分だけでも、公の施設が120もあるということでもあります。120の管理運営費の部分は、民間企業とは勿論違いますので、単純に黒字赤字とは論じられないんですけども、公の施設の管理運営費用ということで収入と支出で試算をすると2億以上の赤字と言ったらいいか、赤字という言葉は適切でないと思いますが、そういう部分があるということとでこれをどうしたらよいかということで、検討を重ねました。

今言ったように、勿論行政の住民サービスという視点で出来た公の施設でありますので、出来るだけ使いやすく安い料金設定でというのが原点にありますので、一律全部赤字だからこれを黒字に直さなければならないという議論ではないということで、みんなで重々それを論じた上で、しかし「市の財政が大変厳しい中であり、管理運営経費の節減は勿論のこと、利用者による受益者負担等による市財政の収入面についても検討していく必要がある」ということが1番の部分であります。

しかし、それにあたって注意すべきことは以下3つのことに対して、十分な配慮を頂きたいというふうに纏めました。

1つ目、公の施設について性質を大きく3つに分類した上で、「これらの公の施設について一元的に見直すのではなく、それぞれ施設の持つ機能等を勘案しながら施設の種類・性質によって、民間活力による管理運営の実施や利用者による応分の受益者負担等を検討し、財源確保の視点だけでなく施設の設置目的が達成されるよう十分配慮した上で、行政負担の軽減が図られるような施設の管理運営のあり方を検討して頂きたい。」というのが1つ目です。

2つ目は、特にそういう施設の中でも体育振興や公民館の施設については、十分な注意が必要だろうということで書いてあります。

そして3つ目は、これらの改定にあたっては「行政側で一方的に決定するのではなく、施設に関する関係者の運営委員会等により行政と利用者が十分協議をしながら進めて頂きたい」ということです。それから、「施設によって不公平が生じないような見直しは勿論のこと、担当者の解釈等の違いにより取扱いが異なることがないよう、利用料の減免基準を明確にして頂きたい。」という3点を付記した上で検討してくださいということで纏めてみました。

次に、公の施設に関連する部分で、先程も意見を述べましたが、特に出張所の問題について先程に、こう重ね合わせるような問題ですけれども、「広域合併した本市においては、「住民自治のまちづくり」の推進が重要な課題となっており、その推進にあたっては、拠点施設を中心とした「住民自治のまちづくり」が、益々これまで以上に必要となることから、（主に出張所や公民館をイメージしていますけれども）拠点施設としての地区公民館の果たす役割を十分認識し、職員配置を含めた今後のあり方について検討頂きたい。」というふうに纏めました。この中で特に協調したいのが、「こうした拠点施設と併せ、住民自治組織の強化或いは行政及び住民自治組織間の連携が不可欠になることから、本庁内に、「住民自治のまちづくり」を担当する専門部署を設置し、住民自治組織の相談窓口や人材育成のサポート等の実施による住民自治組織の強化と町内会長協議会或いは公民館長協議会、ブロック代表者会議等の設置により、行政及び住民自治組織間

の連携を促進するとともに、市民が主体となってまちづくりを協議する体制づくりを進めて頂きたい。」ということでもあります。

いくつか専門部会で議論が出たんですけども、そういう出張所に職員を配置して一緒になって住民自治のまちづくりを推進しようと言っても、ではそれを本庁と相談する部署が今由利本荘市にあるのかというと、現実問題無いんです。それを含めてそういう問題を企画調整課で取り扱うことになっていきますけども、そういう部分の専門部署が無いということで、どういう名前が適切なのか分かりませんが、「住民自治のまちづくり室」とか「まちづくり担当課」とか、具体的な専門部署が本庁にも拠点として必要ではないかということでもあります。簡単に言えば、各地区に公民館があって中央公民館があって、先程の話し議論にもありましたけども、それらを繋げたり、連携したりとか、協働作業したりするとか、センター的な機能がこの行政の場であって、折角住民自治を進めて行くにあっても本庁機能に専門部署が無いということは、中々こう進まないというふうに思いますので、先程も言いましたけども、この部分を進めるために行政としても政策的に形にして頂きたいというのが、この部分の専門部署に繋がっているということでご理解をお願いします。

それから、3番の「文化複合施設について」ということで、これは「本荘地域はもとより、由利本荘市全体の合併した全地域における文化・芸術・教育の拠点となることから、」ここではここまでしか踏み込んでませんが、プラス私は、市民活動、住民自治の拠点ともなる施設になると思います。育て方によっては。そういう意味で「市民の新たなコミュニティ創造の場となり、市内の賑わいや地域の活性化の創出について大いに期待しているところである。」というふうに、文化複合施設について意見を述べた上で、3点について、配慮頂きたいということで書きました。

2カ年間という、丸2年間という長い期間にわたって街の中心部が工事にあたるので安全面に十分注意をして頂きたい。或いは仮設フェンスについても十分配慮したフェンスを作って頂きたいというのが1点目。

2点目は、これは既に計画の中に盛り込まれておりますけども、「施設の建設にあたっては、市民の様々な要望を取り入れ進められているようであるが、お年寄りや学生等の若者が集い・活動しやすい施設となるよう、屋内外の公共用空間の有効活用とベンチ等の休憩スペースの屋外設置について、特に検討頂きたい。」これは屋内外とした方が良いですね。多分そういう設計思想に基づいてやってますので、この部分については、恐らく今の段階ではクリアされるものと思っています。

たまたまですけども、余談ですけども、新居千秋さんと安全祈願祭の時にお話ししたら、ここ2～3年からで国内の中で5本の指に入るくらい難しくて良い施設が出来るはずだというふうに設計者が自負されておりました。それだけ自信を持ってこの今までにないタイプのこういう文化複合施設なんだというふうに個人的には私も思います。

3番、施設の管理運営のあり方が重要になる。どんなにすばらしい建物が出来ても一番問題なのは、公の施設で冒頭言ったように管理運営費が嵩んで折角の建物が上手く使われないということが一番懸念されることなので、この管理運営のあり方については、「先進施設の実態を十分に把握・研究し、民間活力、或いは市民ボランティアの活用による管理運営の可能性を探る等して、財政面を十分考慮して、「どのような管理運営体制を取るのか？」を早急に検討する必要がある。」というふうに書きました。「そして、具体的に施設を利用する時間帯や料金体系、徴収方法等を設定する際は、市民が利用しやすいものとなるよう、十分配慮頂きたい。」というふうに書きました。

多分この部分が非常に文化複合施設が市民に愛される良いものになるかどうか

かの大事な分岐点だというふうに思いますので、時間の関係上課長さん帰られましたけども、実はここを1番聴いて貰いたかったところで、先程の議論の中でも「2年間協議をして、どのような管理運営体制を取るのかを進めて行く」というふうに明言しておりましたけれども、実は2年間掛けたのでは遅いんですね。前にも言ったことがありますけども、北上の「さくらホール」は、あれだけ大きな施設だと職員が20人位いるんです。20人位の職員がいて、20人の内の3分の1の7人から8人は、市役所から派遣された職員です。ということは、市役所からお給料が出る職員ということです。残りの13人、14人は、財団法人として税金ではない自分達で給料を生み出すというような仕組みで最初からスタートしています。そういう意味では、2年間協議してから、2年後にスタートというときに、そういう体制は出来ていないことになりますので、そういう意味では管理運営体制、特に職員配置とかという部分に関しては、2年間だけでなく1年とか1年半とかスピードアップして頂いて、こういう形でやって行くというので、スタート出来るように持っていかなければ、遅いのではないかと先程の意見を聴いておりましたので、部長や課長さんの方からこういう意見も出たということでお伝えをお願いしたいと思います。

以上掻い摘んで説明しましたけども、何か付け加える意見等々を伺いたいと思います。

●議長

ありがとうございました。

これについては、部長の方から何かありますか。

市の方に大分要望事項等で申し上げておりますが。

●中嶋企画調整部長

特にございません。

●議長

それでは、今専門部会長からお話しございましたように、これまでの経緯とその中身についてお話しを頂きましたことで、ご了解を頂きたいと存じます。

・今後の「地域協議会」の役割・あり方等について

●議長

続いて、冒頭挨拶で申し上げましたが、私たちのこの委員の任期も4年ですから、詳しくは6月30日までは任期期間中となりますが、大筋4月以降6月までの間にどういう会議があるか分かりませんが、大所この3月で終わってしまうのかなという感じがいたします。そこで協議会のあり方について皆さん方から御意見を頂ければと思うのですが、ところで事務局から何かお話がございますか。

●事務局（企画調整課長 大庭）

今会長さんの方からもお話がありましたが、4年前のことを思い起こしますと7月1日付でお願いしてきたところであります。通常こういう会であれば役所側は、例えば7月に開催しても4月1日の日付で出すのが普通で、年度で切りたいという気持ちでありますので、その折りに平成21年3月31日までですよということで、皆様から承諾書を頂いたようであります。ところが実を申しますと、条例で4年間というふうにありますので、3月で任期を終わらせてしまいますと空白の時間が生じて参ります。後手後手なんですけども、7月1日にお渡ししました委嘱状の満期になります6月30日まで身分があるんだというふうにご理解

をお願いしたいというふうなことであります。実際には今会長さんが仰られたように、役所の方では7月スタートになりますけども、地域協議会は開けないというふうなことになりますので、形だけになりますけども6月30日まで任期があるというふうなことでご理解をお願いしたいと思います。と申しますのも、市長選挙があるので恐らく遡れなかったのだと思うんです。たぶんそういうことから行きますと次の4年間も7月1日から6月30日までというふうにならざるを得ないのかなと思っておりますので、何卒ご理解お願い申し上げたいと思います。

●議長

佐々木さんの方から。

●事務局（企画調整課主査 佐々木）

それでは私の方からは、本日協議頂きたいと言いますか、ご意見賜りたい点についてご説明させて頂きたいと思います。

本市の地域協議会は、市町村合併の際に住民自治のまちづくりを進めるということと、不安を解消するということで設置されたところで、今お話がありましたように平成17年7月1日から皆さんに委員としてご尽力賜ってきたところでありますが、この地域協議会はゼロからのスタートだったということもありまして、色々皆さんにご難儀、ご迷惑を掛けてここまで軌道に乗せて頂いたなというふうに感じております。市としましても様々なご意見を賜りながらこれまで行政運営を進めさせて頂いたところでありますけども、やはりゼロからのスタートだったということもありまして、体制や制度は、まだまだ少し課題があるのかなというふうに感じているところであります。間もなく1期4年ということで一区切りになりますので、これまでの4年間を通じまして、委員の皆さんが感じていらっしゃることを率直にご意見賜ればなど、そういったご意見を基に新しい任期に向けて地域協議会のあり方を検討していければなというふうに考えているところであります。今日の案件にさせて頂いたところでありますのでよろしくお願い致します。

本日の資料3と書かれているものをご覧頂きたいと思います。こちらの資料につきましては、地域自治区と地域協議会の制度と概要、その現状ということで2つに分かれて記載されているものであります。今日ご意見を賜る際の参考にして頂ければということで、事前に配布させて頂いておりますので、詳細については割愛させて頂きます。

主に今日ご意見頂きたいなと考えている点につきましては、1頁目ご覧頂きますと、3番ですね地域協議会の委員定数ということで、現在本荘地域は50人となっていますが、人数について、多いのではないかとということで分科会を設置したりということもありますので、そういったところがどのように感じていらっしゃるか。これまで4年間の平均出席者数は大体28人という本荘地域の実態でありますので、これが人数の多い少ないとは直接は関係しないと思いますがそういった現状でありました。

次に4番の（1）、地域協議会の開催を4回以上義務付けということで、これに関しましては本荘地域では特に問題なく進められているのですが、他の地域においては、回数を決められているということに疑問がある所があるようです。

めくって頂きますと2頁目、5番地域協議会の委員任期は4年ということで、先程からの説明のとおりであります。短ければ色々な方々に委員になって頂く機会が増えるわけでありまして、4年ということでこういった形でじっくりと色々なことを協議するということも出来るという面もあると思いますので、こういった期間というものについても、もしご意見あれば、頂ければなというふうに考えております。

最後の地域協議会の役割と市民との関わり方といいますか、住民自治のまちづくりを1年間協議を進めてきましたが、地域協議会がその中でこういった役割を持って行けるかということを含めて協議・ご意見頂ければなど、この市民との連携も地域協議会でこういった形であるかということも含めてご意見頂ければなど思っているところであります。

いずれ各地域協議会で今日のようなご意見を頂く形になっておりますので、本庁の企画調整課としても今日のご意見をはじめ、皆さんから出された意見を基にしまして、次回の地域協議会の体制・制度について、色々検証して見直し出来るものは見直しするという方向でやっていきたいなというふうに思っておりますので、今日忌憚のないご意見を頂ければと思っているところでありますので、よろしくお願いします。

●議長

ありがとうございました。

皆さん方からご意見頂きますが、その前に先刻、この本荘地域を含めて8つの地域協議会の会長・副会長の連絡会議がございました。その際に色んなことを話し合ったわけではありますが、その中で今我々が心配しております地域協議会のあり方やそれから今後の社会的な問題について、話し合いましたときに、佐々木さんからも説明ありました、この3番目の地域協議会の組織でありますけども、合併部の方の方々は30人は多すぎるという意見が大多数でした。現在30人の定数になっていますが、これを15人位で良いのではないかというのが大方のご意見でした。私もその機会にありましたので申し上げましたが、組織のあり方としては、中心部はこのとおり大きいもんですから50人は当初は必要だったかと思えますけども、どうしても50人必要なのかわかりませんが、30人位でやっている所もあるようですので、その辺りは今後皆様方のご意見頂かなければいけないかなと思っています。場合によりましては30人程度でもよろしいのかなと考えたりもいたしております。

なお、また地域協議会のあり方というものを考えましたときに、特に外の会長さんから言われたのは、私達のこの協議会の中でもそうですけども、どうもこの地域協議会というものが市民多くの方々に分かれていないのではないかなということですね。それから出席する委員方もどういうことがわからないので出にくいという意見が出ておりました。今ひとつはこの地域協議会で色々協議するわけですが、協議の結果について全市的にその中身が知らされていないのではないかと、そのために地域協議会の中身が知られないのではないかなというご意見等もございました。そこで、市長も出席されておりましたので、そういうことにならないように、今後21年度からは少なくとも広報を通して結果を説明頂くとか、報告して頂くとか、それからこの地域協議会の存在意義と申しますか、条例に照らしてもう少し皆さんに分かり易くお知らせする方法も考えて頂きたいということを申し上げたところであります。皆様方をご参考にされて、皆様方からのご意見を頂きたいと思えます。どうぞご発言頂きます。

●N委員

私もそろそろ70近くなってきました、若い人に移そうかと思っていますけども、最後の意見具申という形で言わせて貰います。先程会長が仰ったように、真っ先に言おうと思ったのは、委員は50人でなくて半分で良いのではないかなというふうに思います。事務局から発表があったように半分の人しか来ていない。もっと突っ込んだ中身も聞きたかったのですが、人をどうこうする場ではないので、それはそのままです。行政も由利本荘市になって少し鈍くなったのではないかなということで、1つの例を申し上げたいと思います。

実はつい先日、福祉保健部というところから文書出まして、各町内の衛生班長さんに健康協力員の報償費というのが今回から3000円出るそうなのですが、課長さん達がいたときは個人攻撃になるので言いたくなかったので、いなくなったのではっきり申し上げますけども、タイトルで協力員の報償費ということで来たのですが、出るのが良いとか悪いのではないのです。タイトルの報償費と書いてきたんだけど、報償の”しょう”が弁償の償、人偏に賞と書くやつで来たので、衛生班長に何を弁償的なお金を払わなければならないのだと、電話で聞いてみたら、健康診断その他で衛生班長さんに出て貰ってご苦労さんだなどというための報償金だ、ご褒美だということでありましたので、「そうだとすればあなた日本人でしょと、この報償の償は弁償金だとか何か補償するときの償で推奨の奨という漢字と違いますか」と申し上げました。そばであれこれ辞典を引いている音がしましたが「そのようですな。本庁から来た文書その他全部報償費に変わっているので、その字で今回出しました。」ということだったんです。ここまでですと、次からは直して下さいよと話しは終わる訳なんですけど、それから3週間後位に衛生班長さん宛に出た文書を見ると、相変わらずその報償費というものの報償が補償費の償をそのまま使っている。この辺が感度鈍いなど私行政は文字を非常に大事にする部署だと思っていたのですが、ちょっとその辺のところ、鈍すぎるのではありませんかということ。

それから、一番問題になります地域協議会どういう性格にしましょうか。私も今日ここに出席させて頂いて、次回からは違う人から出て貰うつもりなんですけど、Cさん始め、色々仰っているようにまちづくりというところ。ですから先程事務局からもありましたけども、町内会をまず第1優先に考えますというお話ですけども、私町内会長を仰せつかって6年になりますけども、由利本荘市の町内会長会議とかブロック長会議とか、町内の色々な問題点を色々な先輩から話聞いたり、こんなことをどうしたら良いんだと相談したりということを経験した場ではなくて、もっと一杯飲んだ場でも良いし、やろうよと、作ってよというお話なんですけど、どうも過去地域協議会でも、市役所に手紙書いたりなんかしたんだけど、さっぱり反応して頂けなかった。ですから出来れば今後、地域協議会というものと町内会長のブロック長会議で良いですけども、それと合体した1つの会議で、もっと身近なところの会議を開催したら如何でしょうかということをお話ししたかったのです。地域協議会は将来的なことをやるんだとすればそれはそれで良いですし、町内会長のブロック長会議は現状の問題点の処理だというふうなことであればそれでいいのですが、いずれにしても何か云々というと、町内会担当で町内会長に仕事が今後降りてくることが多いと思います。身近なところ例えばゴミ処理の問題。先日2月1日からゴミ処理の色々な細かいところのやり方変わりましたよね。その勉強会ということで猪股次長さんに来て頂いて講習会を開いたのですけども、次から次に色々な質問が出て、講習会終わっても担当主査の方来て、2人が会員の方から離されないと。色々な問題点が出たときに次長さんが言ったのは、最後お願いするところは町内会で何とか解決してくれないかというのが最終結論でした。そういう意味で町内会が出てくる。それから今回清掃センターの機械の不具合が生じてダイオキシンが云々だということで手を打ったけども、ダイオキシンの値がさっぱり規格オーバーで規制値よりも下がらないということで、大修理したわけですけども、そういったときに半径2キロ位の井戸の検査をしたいので、土谷の井戸は何か所あって何処何処にあるかすぐ調べて回答して下さいと町内会長に指示が来るわけです。それから、集落についてのアンケートが今年の初めに来て、15日位まで大至急アンケートを書いて出してくれと、これからの集落をどう持っていくか、色々なことを決めたいのに使いたいのだと、町内会長すぐやってくれとこういうふうな形で来るとすれば、1年に1回の町内会長会というものではなくて、もっときめ細やかな話しをしなければな

らないのではないのでしょうか。最後ですけれどもこの辺をよろしくお願いしたい。

それとついでに言いますけれども、本荘もそうですけれども、秋田県のここ18ヶ月位のデータを見てくると1ヶ月に1000人ずつ人が減ってますと、ところが世帯数は1ヶ月に100世帯ずつ増えてきました。そういったところの町内会のあり方はやはりどうしなければならないのかということを経営を始め、まじめに考えて行かなければいけないということもありますので、何とかそう辺のところも一緒に考えて、これは日本全国の問題だから本荘では出来ないなということではなくて、本荘独特のやり方でも良いと思うのですか、何とかそういうことでもうまいことやっていきたいということを考えています。

●議長

このことについて、部長からどうですか。

それから今、この地域協議会の協議との関係があるので少しお答えしますが、Nさんの言うことも分かりますし、そういう観点からこの協議会でも特別部会の中でも話し合いいたしておまして、町内会長会議ということでなくて、町内会長協議会にして貰いたいということも申し上げております。というのはあなたが心配されるように、町内個々の問題等があって自分の町はこうだけでも他の町内のことは分からないでしまうことが多いということですね。或いは同じ事業の整合性を図るという問題点もあると思うんですね。私も22年ばかり町内会の役員をやってきましたが、確かにそうなんですね。そういうことがあるので、今後市の方で考えて頂くとすれば、町内会長会議は行政側からの方でそれはそれで良しとしても、狙いは町内会長協議会。いわゆる町内会長が主体性を持って運営出来る会の設立が望ましいのではないかとということをまず申し上げているということをして1つご承知置き頂きたいと思います。

関連して中嶋部長の方から何かございますか。

●中嶋企画調整部長

1つ目にありました人数については、只今協議されている件でしょうから、外の委員の方々からのご意見承ればと思います。

それから今お話ありました、町内会長協議会なりブロック長会議なりというものと地域協議会の合体というふうなご提案もございましたけれども、現在の委員の皆さんの中にも、それぞれの立場の中にブロックの代表の方にはお入り頂いているというような形になっていますし、地域協議会そのものの目的と言いますか役割と、町内会長さん方の役割というのは、やはり、住民自治の観点から言いますと重なる部分もあるのでしょうか、やはり、先程仰ったように将来と現在という分け方もされましたけれども、やはり現場で実際に実施されている町内会長さんと、また地域協議会というのはまた別の観点からご論議ご指摘を頂く場だと思っておりますので、それを一緒にするというふうなものには若干無理があるのかなというふうに思いますが、現実には委員として皆様にお入り頂いておりますので、その中で今回のような形で色々ご意見を出して頂ければよろしいのかなというふうに思います。

今会長さんからお話がありました町内会長さんの協議会の件については、意見書の中にもございますので、いずれ市の中で適宜検討していきたいというふうに思います。

●G委員

中央ブロックのGです。

只今のNさんの発言に私は賛成です。以前の市政連絡員の協議会が解散になりました。そして市の条例の附則に市民との意見との疎通を図る手当てをするとい

うか、そのようなことになっていた。合併前は市政連絡員会議と町内会長会議がありまして、町中では石脇で会合のある度に、簡単な宴会がついておりました。その市政連絡員会議が解散になったときに、今後市民との意思の疎通を図ると言いながら、市長の施政方針と言いますか、1年間の行事計画にそういう項目が無かったので、私が殊更質問したんですけども、「それは大事なことから絶対止めることはない」と言いました。その結果出てきたものが10ブロック代表者会議。こういう机で喋るだけで、じっくりいかないのですけども。特に私が不真面目か知りませんが、私のブロックの中の840所帯の方々の意見を聞くような手だてと言いますか、会合がありません。外のブロックの連絡協議会の会長の方々どのような会議を開いているのか、後日で結構ですけどもお伺いしたい。そしてですね役所の人は酒の席になると立つと。これがいつしか厳格になりまして、酒の席になると立つんですね。酒を飲まないと言えない人が多いんです。ですから必ず具合が悪いのでした、2時から3時から会議を開いて、5時が過ぎたら酒を飲むというふうにして、役所の人の立場も考えて、そういう時間配分でやって頂きたい。Nさんの意見に賛成というのは、酒を飲みながらでなければ本当の意思の疎通が出来ないからそうして頂きたいということです。

●議長

よく分かりました。中嶋部長どうですか。

●中嶋企画調整部長

中央ブロックでも静動館で地域懇談会ありますよね。その会に該当の町内の住民の方々ご出席頂いて、役員が中心だと思いますけども、中央ブロックの懇談会を開いていますよね。市主催でなくて、ブロック主催ですけども、都合がつけば市長なり参加して、そういう機会に住民の方々からのご意見を承っているというのが、外のブロックもほぼ、南内越のようにもう少し回数は多い所もありますけども、大体東部にしても、西部にしても、石脇にしても最低1回はそういう機会は設けているということです。

酒席について職員が云々と言うことになりますが、全員帰るということはないので、どうしても都合つかないところが帰っていますので、所管のところの職員は懇親会の方も出来るだけ残って参加させて頂くように心がけていますのでその辺はご理解頂ければと思います。

●G委員

私の言いたいことは、そういう小さなブロックでなしに、こういう席で酒が入りますと、初めてお会いするような人もおられます。そういう方のご意見を自分の偏見というかそういうものが直ると言いますか、非常に勉強になるのでこういう広い範囲で、以前の町内会長会議・市政連絡員会議という7～80人集まるんですよ。そういう席が欲しいということです。

●中嶋企画調整部長

今のご意見については、前回のブロック代表の協議会でもご意見があったようですから、担当の方と今後検討しながら進めていきたいと思っています。

●議長

前向きに検討してみるということで受け止めて良いのですか。

●中嶋企画調整部長

ただ、予算的には、宴席、懇親会、懇談会に向ける市の予算というのは大変厳

しくなっておりますので、申し訳ございませんが出席者のご負担というふうな内容で進んでいくと思います。

●議長

Gさんよろしいでしょうか。

●G委員

そういう会合を持つということをここで議論するつもりはありませんので、私の考えはNさんに賛成だということで、ご披露したまでです。

●議長

せっかくのご意見ですので、1つ前向きにご検討してください。
外にご意見ございませんか。

●P委員

私自身まだ1年足らずですけども、資料3の1設置の目的(2)の中に、住民と行政との適正な役割分担に基づき協働によるまちづくりを実現すると。そこで先程から色々ご意見があって、ああなるほどなと思っているんですけども、こんなことを言うのは失礼な言い方ですけども、NさんとGさんにお願いしたいのですが、実践例をですね、協働によるまちづくりを実現する実践例があったら1つ教えて頂きたいというふうに思うのですが、よろしくお願いします。

●N委員

先程Gさんのところで具体的に皆さんどうしていますかということで、南内越地区のやり方はですね、11町内ありまして、大体ほぼ1ヶ月に1回町内会長会議で、そこで行政からの色々な通達だとか、色んな話しが来たりすれば改めてそこで話すことと、各町内で問題があるもので、共通な話しになりそうなものはその場で離しています。それからもっと大きい話し、道路を舗装してくれとか、街灯つけてくれ、これは過去4年5年市にお願いしているんですけども、とにかく段々小学生も増えてきているので、街灯がどうしても欲しいので、今回地域懇談会の時に地域代表の項目に入れてくれないかというふうなこともあれば、地区代表で各町内から出てきた問題点を選別して、ベスト5～7位選んで、これは地区の代表の問題ですので優先的に直してくれと。市の方に出席頂ける方には5年も10年も同じ問題が出るのはおかしいので、もう出来ないものは出来ないと言ってくれと、外してくれと言ってくれということをお願いしているわけです。出る方も生意気ですけども、決定権を持っている方に出て頂きたい。係長や主任さんに出て来て頂くと、ご無理ごもっとも「持ち帰って上司と検討します。」とこれでは会議にならないので、決定出来る人をつれてきて下さいというふうな話し合いです。

●議長

協議されている中身もさることながら、こちらで聞きたいのは具体的な実践例を聞きたいのですよ。

●P委員

話しをお互い住民としたとかではなくて、住民と一体となってやったある行動を聞きたい。それが協働なんだろうから、そういう意味のことを聞きたい。例えば高齢者と子供と一緒に食事をして意思の疎通を図ったとかそういうふうな実践例という意味です。

●議長

Pさん私から少し足して申し上げますが、具体的に申し上げますと各地区もそうですけど町内会長会議の外に、南の場合には40団体で構成していますコミュニティ振興会というのがあるんです。運動会にいたしましても、或いは敬老会事業にしましても、そういう大きな事業というのは、ことごとく町内会長会議で決定はしますが、具体的なことは40団体に相談して行動を起こしています。1つの事例が、大学の前にある花壇とか国道105号線沿いの花壇とかですね、通常ボランティア要請、ボランティアに入っている方々の外に、確かに植えるときには1万本植えましたので、そうすると少しぐらいの人数では間に合いませんから、結局各地区の町内の方々にお願いする、諸団体をお願いするというようなことでやるということです。植えている箇所は大学に向かっての線路線沿いに大きな花壇がございますね。それから川口の交差点に1つございます。それから南内越の公民館の前とか、川口の神社・公民館の前とか今4箇所ですか、花壇整備をやること等が1つ。もう1つは、新聞にも出ていたみたいですけども、大学の前の子供方が中心ですが、ミニかまくらみたいのがありますけども、あれも実は富樫君が代表になっていますが、その実根底にあって相談するのはこのコミュニティ振興会なんです。だから200～300人集まるんですね。まだまだ沢山あるのですが、それをいちいち申し上げたのでは、そんな話聞きたくないと仰られますので止めますが、それ以外にも、環境整備の問題だとか、街灯の問題だとか、交通安全の問題だとか、それから登下校時の子供達を守る安全安心のまちづくりのために今140人編成でやっているんです。これは恐らく全市にはないかと思えますけども、いずれそういったことが他町にないようなことまで携わっているということで、よろしゅうございますか。

では、外にございませんか。この地域協議会のあり方等々に含めてよろしゅうございますか。この地域協議会のあり方等につきましては、今までお話し合い頂きましたことを1つ行政側の方でご参考にして頂ければと思います。

5. 報 告

- ・ 総合発展計画主要事業(H21～H26)見直しにおける調整結果について

●議長

次に報告に入りたいと思いますが、総合発展計画の主要事業の見直しについて先刻調整部分がありました、その調整作業が終わったようでして、その結果について事務局からお話しを頂きます。

●事務局（企画調整課参事兼課長補佐 佐藤）

資料4をお出してください。

第3回の地域協議会におきまして、仮調整案というものの考え方についてご説明し、その際には財政計画素案というものと、公債費負担適正化計画という2つのものを見据えた調整をしなければならないということで、前回説明いたしました。

前回の資料では、その結果、計画の約半分近くが次の10カ年の計画の方で再検討せざるを得ないような状況だということで、平成26年度までに出来るものと27年度以降に送るものという区分のご説明をいたしました。それにつきまして皆様方からご意見を伺ったところでありますし、その後、同じような時期に市議会の方からもご意見を伺ったところでございます。それに基づきまして、実際に21年度から年度割をするということで、調整をいたしたものが2頁以降の表で

あります。

5頁をお開きください。5頁、6頁、これが本荘地域にかかる主要事業の一覧でありまして、前は21年度、22年度という具体の括りが無くて、21年度から26年度までとなっていました。それを今回、年度割をしたもので調整したものでございます。

個々の事業に入ります前に年度割を調整するに当たりまして、本荘地域に限ったことではございませんが、各所管から出された計画は、21年度と22年度に集中していました。ですので、調整といたしましては21年度、22年度のを何とか23年度以降に変えることが出来ないかということが本荘地域に限らず全体に共通した内容でありました。ただ、継続事業がございます。例えば学校建設。南中を取ってみても、既に仕上げの段階というようなことで、そういう事業は23年度以降に調整するということは出来ませんでしたので、継続事業は除いて新規事業を後半の方にずらしていくという調整をした結果がこの一覧表、5頁、6頁であります。

この中でですね、前回示したものと変わった点についてのみご説明したいと思います。№9番市営住宅火災報知器設置事業、これは前回ありませんでした。と言いますのは、消防法の関係で火災報知器を付けなければならないということに変更になったわけですが、維持補修的なものということで主要事業には挙がっておりませんでしたけども、全体を一体的に設置することで、補助事業に乗れるということになりましたものですから、主要事業の方に挙げてきたというのがこの9番であります。

それから23番の鳥海山麓沿線施設整備事業ということで、これも前回お示したときは無かったものであります。薬師堂駅と子吉駅の駅舎の改修事業であります。これにつきましても県の方との協議が済みまして、この事業について、県の補助を使いながら整備して行こうというふうに進展しましたので、この事業を加えたところであります。そういうわけで、前回お示した内容から変わったものはこの2点でありまして、外の事業については、ほぼこの計画の内容で、次期にあったものが今期に入ったり、前回今期に示していたものが、調整の結果、次期に行ったりとそういう移動はございませんでした。ですので、21年度に位置づけられている各事業については、概ね今回の予算編成の中にあっても、数字は若干変わっているものはあるかもしれませんが事業としては、概ね21年度に位置づけられているものは、予算が付いているというような状態になっています。

ですので、個々の事業についてはご説明しませんが、1頁にお戻り頂きたいと思います。この見直しの調整結果の基本的なことを確認したいと思いますけども、1番に見直しの基本ということで3つ掲載しております。まず1つは、公債費負担適正化計画と6月の時点で財政課の方で提示したその計画素案に基づいて調整したものであるということが1点です。それから2つ目としましては、ただ今も大変な状況でありますけども、実施年度の財政状況や緊急事業が発生することが勿論あり得ますので、今後の変更はあり得るということです。それから3つ目としましては、各年度毎に事業費を示しておりますけども、その実施を担保しているのではなくて、あくまで実施計画であるという押さえ方をして頂きたいということが3点目であります。

そういうことですが、基本的に前回ご説明した内容と大きな変更がない状態で本荘地域の各事業についてもこのような年度割になったということで報告させて頂きます。以上です。

●議長

ありがとうございました。

主要事業の見直し部分について、再度ご説明を頂いたわけですが、委員の皆さま

ん方から、今の説明について何か御意見等ございますか。

●G委員

中央ブロックのGです。

5 頁のですね、19 番本荘中央地区土地区画整理整備事業ですか、これは21 年度以降22 億3800 万円と書いてあります。27 年度以降になる部分が12 億7300 万円。22 億の事業費の内、半分位の12 億が27 年度以降に送られるということです、この送られる事業がどういう内容なのかということが聞きたいことです。21 年度が6 億5000 万円というのは、ここ2、3 年に比べれば少ないかもしれませんが、ずっと10 年間位を見てみますと大体毎年の事業規模だと思うのです。22 年度から10 億になり、その次8000 万、8000 万、3000 万、1500 万とずっと縮んでますので、私共が目に見える区画整理事業が21 年度で終わるということなのか、そこら辺もご説明頂きたい。

その下の20 番が電気設備ということですから、これは21 年度までのようですから、土木工事というか、区画整理事業もそこら辺で終わるのか、その先に延びるものはどういう仕事なのかお伺いしたい。

●議長

はい、説明願います。

●事務局（企画調整課長 大庭）

私の方から、大きく2 点あったと思いますので、まずこの19 番の事業がどうなるのかということの総合的な考え方についてお話をします。

10 月位でしたか、この会でお話したかと思います。本荘地域については、由利橋が本荘地域の事業になっておりまして、由利橋をしないといけないということからスタートしたんですけども、それを考えますと、どうしても事業費が大きいもんですから、どこからか持って来なければいけなかった。その持ってくる先が、この19 番の中央地区土地区画整理事業の公債枠、それから、一般財源枠も足りなくて、それをどこから持ってくるしかなかったかと言うと、結果的には石脇の方の下水道なんです。この石脇の下水道にしか現生と言いますか、言葉ちょっと出ませんが、現生があるのが石脇の下水道と、それから公債費を借りられる枠があったのが19 番だったんです。どうしても由利橋をやるためにはある程度圧縮するしかないという事情がありましたので、言葉悪いのですが、由利橋で石脇と中央地区のやっている部分を結ぶのであれば、まずその2 つで痛み分けをして3 つの事業を進めるしかないなと上層部との協議もあった中での話しです。ということで、この19 番について見て頂きますと、かなり23、24、25 年と先細りなっていますけども、決して止めるわけではなくて、そういう事情から押して貰わなければ何ともならなかったということでありまして、前々から区画整理は23 年度に終わりますとか言って参りましたが、経済状況の中、それから色々な事業をこなさなければならない中で、もうちょっと先延ばさせて貰わなければ行かなくなったということでもありますので、何卒ご理解をお願いしたいと思います。細かいところは佐藤の方から。

●事務局（企画調整課参事兼課長補佐 佐藤）

19 番の22 年度以降の事業費が大分少なくなっている点ですけども、これにつきましても大枠としては先程課長が言いましたように、公共下水道事業と区画整理事業でもって、由利橋が開通出来るような圧縮したという前提があります。圧縮するに当たりまして、由利橋を開通させるがための区画整理事業の圧縮でありますので、由利橋が完成したあかつきには、当然区画整理で整備した道路と由

利橋が完成系にならないといけない。最低限ですね。そういうことで由利橋が完成した際に、由利橋とそれから区画整理内の道路が繋がるようにという部分の事業費を出したものがこの最低限の数字ということで19番の方に挙がっております。

それから同じように20番についてもご質問がありましたけども、これは電柱を地下埋設、地中化するという区画整理区域内の事業でありますけども、これにつきましても、同じように由利橋から区画整理内をまず優先して事業実施をするということで、こういう金額になっているので、区画整理事業が中止になったということではありませんのでご理解をお願いします。

●事務局（企画調整課長 大庭）

補足であります。先程私が説明したもので番号で29番が由利橋ですから、これを実施するために19番と、次の頁になりますけども特別と書いているところの5番、この事業で調整しないと由利橋の事業費が出てこなかったということでありますので、申し訳ありませんがご理解をお願いします。

●議長

Gさん如何ですか。

●G委員

お話の内容は大まかに分かりますけども、地域の住民としては平成の2、3年頃から始まっているので、大変期待が外れたような感じがします。この辺で行くとまだ10年以上かかるような。

●議長

財政上の理由が多いのでしょうか。

●事務局（企画調整課長 大庭）

詳しいところは、20日の中央ブロックの会で同じ質問が出ていますので、その時に色々ご意見頂ければと思います。

●議長

よろしゅうございますか。

外にございませんでしょうか。Nさんどうぞ。

●N委員

質問ですけども、5頁9番の住宅火災報知器のところで補助という言葉が聞こえたんですけども、これは一般住宅に対する補助ですか。

●事務局（企画調整課参事兼課長補佐 佐藤）

市営住宅が対象になります。

●議長

よろしいですか。

外にございませんか。長時間にわたりまして大変ご協議頂きましてありがとうございます。

先程も申し上げましたように、もう少しで我々の任務も終わりでございますが、この4年間大変皆様方にご協力頂きましたこと、改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございました。これを持ちまして第5回の協議会を終わりますが、6

月までは無いと思いますがその辺も含めまして事務局からお話を頂きたいと思いますが、一端この地域協議会を閉めたいと思います。ありがとうございました。

●中嶋部長

終わりに当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

只今お話がありましたように本当に4年間ありがとうございました。実質今日が最後というふうになるのかなと思っておりますが、任期は6月一杯お願いしているわけですが、現段階では地域協議会開催の予定はございませんで、只今申し上げましたように本日が最後なるのかなと思っています。

この間、本荘地域協議会の皆さんには、貴重なご提言を沢山頂戴いたしまして、中でも住民自治という点につきましては、専門部会を含めまして大変貴重なご意見を賜ったなと思っております。その点に関しましては、市の方の体制の方が追いついていないという部分もございますので、十分提言を踏まえまして、今後検討して参りたいと思っております。

本当に皆さんには、4年間、合併して最初の任期ということで手探りの状態で、私共もそうですけども、皆様方も手探りで来られましたけども、今後、この地域協議会、各地域の御意見も承りながら、正副会長さん方とも相談しながらですね、あり方についても一度市の方でも検討してより良い方向に進めていきたいなというふうに思っておりますので、今後ともご指導の程お願いいたします。大変ありがとうございました。

6. 開 会